

## 2025年4月入学者向け 日本学生支援機構「給付奨学生採用候補者の自宅外通学」の手続きについて

自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れ、家賃を払って生活していることをいいます。

「自宅外通学」を選択する場合でも、初回の振込は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。

定められた期間に自宅外通学に関する証明書類等を提出し、機構の審査を通過した後に、自宅外月額に変更されます。なお、大幅に提出が遅れた場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

### 自宅外通学の月額の振込について

- ★ 自宅外通学が受理され、月額が実際に反映されるのは7月以降となります。
- ★ 申請が受理されるまでは、自宅外通学の月額は振込されません。
- ★ 反映月に4月分からの自宅月額と自宅外月額の差額も併せて振込まれます  
例：7月に反映（第I区分）

#### 1.提出期間

採用月	提出期限(学校必着)	反映月
4月	4月25日(金)	7月
5月	5月30日(金)	8月
6月	6月27日(金)	9月

#### 2.提出書類

- ・給付様式35 通学形態変更届(自宅外通学)
- ・自宅外通学証明書類(賃貸借契約書のコピー等)

※「自宅外通学要件確認チャート」「参考資料等」を必ず確認し、A～Gのいずれか該当する証明書類を不備なく提出してください。

※「記入例 様式35 通学形態変更届」と併せて「様式35 提出チェックシート」のチェック項目をご確認の上、提出してください。